

京都市選挙管理委員会告示第18号

平成24年2月5日執行予定の京都市長選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日は次のとおりです。

平成23年11月22日

京都市選挙管理委員会
委員長 浅田 實

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成24年1月21日

ただし、年齢については、平成24年2月5日

2 登録を行う日

平成24年1月21日

3 縦覧に供する日

平成24年1月22日

(選挙管理委員会事務局選挙課)